

あだち 広報

2002年
(平成14年)
12/3
第1356号

●発行/足立区 ●編集/広報課
〒120-8510 足立区中央本町1-1-17
☎3880-5111(代)
FAX 3880-5610(広報課)
http://www.city.adachi.tokyo.jp/
あだち広報は毎月10日・25日、
スームアップ1月号は5日新聞折込

人権 だれもが 生まれながらに 持っている権利

人権週間 12月4日～10日

1948年12月10日に、国連で世界人権宣言が採択されたことから、毎年12月10日を「世界人権デー」としています。日本でも12月4日から10日までを「人権週間」として、人権意識の普及・啓発に努めています。私たちは、だれもが人間として尊重され、自分らしく生きたいと願っています。しかし、現実には様々な理由で差別を受けたり、人権を侵害されて悩んだり苦しんだりしている人がいるのです。私たちの願いを実現するには、一人ひとりが人権について考え、お互いの個性を尊重し、認め合うことが必要です。この機会に、あらためてお互いの人権について考えてみませんか。

男女共同参画 社会をめざして

男女平等・男女同権を当然のことと思われている方は少なくないでしょう。しかし、女性はまだ様々なところで虐げられています。3年前の総理府の調査では、女性の20人に1人が「夫やパートナーから命の危険を感じるほどの暴力を受けた経験がある」と答えています。通常それ程の暴力をふるえば、傷害罪で逮捕されます。しかし、これまで配偶者間の暴力は、家庭内の問題として放置されてきました。

このような状況に対応するため、昨年10月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されました。それ以来、配偶者からの暴力に悩む女性の相談が増加しています。暴力を受けている女性が「加害者を引き離して欲しい」と裁判所に求めて発令された保護命令も、全国で千件を超えています。このような最も深刻な人権侵害である女性への暴力を放置しておいては、男女平等や女性の人権

の保障はとうてい望みません。男女共同参画社会とは、女性も男性も、性別にかかわらず、すべての個人の人権が尊重され、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会です。男女が互いに責任を分かち合いながら、だれもが安心して安全に暮らせる男女共同参画社会を実現していきましょう。

ともに生きる 社会の実現を

障害福祉は、国連の「障害者の権利宣言」を基盤として、「ノーマライゼーション」の理念のもと、「完全参加と平等」を目標に進められてきました。5年12月に成立した「障害者基本法」の基本理念には、「すべての障害者は個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有し、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」とうたわれています。

7年12月には、「障害者プラン」が政府で決定され、足立区においては13年3月に「地域保健福

害」の保障はとうてい望みません。男女共同参画社会とは、女性も男性も、性別にかかわらず、すべての個人の人権が尊重され、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会です。男女が互いに責任を分かち合いながら、だれもが安心して安全に暮らせる男女共同参画社会を実現していきましょう。

区内には多数の外国籍住民が住んでいます（11月1日現在97カ国、2万78人）。外国籍として生まれた時から日本に住んでいる人や、数年前から区民として住むようになった人まで様々です。しかし、外国籍区民は、祖国の習慣や文化、社会制度から日本での生活に不自由を感じることがあります。また、生まれ育った国や母語の違いにより、情報不足とコミュニケーション不足になりがちで、地域生活で不便な生活をいられている場合がよくあります。

地域の国際化には、一人ひとりが多様な価値観を柔軟に受け止め、日ごろから文化や言葉の違いを越えて、交流を行うなど、お互いに共通点や違いを正しく

理解し、認め合うことが必要です。こうした足元の行動から、現在の日本のあり方を見直し、世界の中の日本を考えていくことができます。人権の実現は、自分自身の価値を知ることから始まります。そして、他人に対して、自分と同じようにその価値を認め合うことが原点です。そのためにも、常日ごろから、人種や民族、宗教などによって人を差別することがないように、意識することが大切です。国際化の進展により地域に住む外国籍住民が増加している現在であっても、外国人はその多様性と絶対数の違いからマイノリティ（少数者集団）と呼ばれています。しかし、人権の保障を実現するには、マイノリティを構成する一人ひとりに目を向けなければなりません。外国人の一人ひとりの人権を尊重できる社会が、日本人の人権を保障できる、心豊かな、人に優しい住み良い社会でもあるはずです。

国際化時代と 正しい人権意識

社計画」を改訂しました。この計画には、障害を持つ人に対する区民理解の促進やバリアフリーの実現のための取り組みなどがあげられています。障害を持つ人も、持たない人も、ともに生きるまち、足立区を築いていきましょう。

本人の人権尊重の教育を徹底することで、幼児・児童・生徒が相互に理解し、尊重し合える心構えと態度の育成を図っています。また、障害のある人に対する理解を深めるとともに、人種や民族、性別などを異にすることによって、児童・生徒の人権が損なわれることのないように、連帯感と共生をはぐくむ教育の推進に努めています。

人権教育の推進

区教育委員会では、学校教育における重要な課題として「人権尊重の教育」を掲げています。各学校では、教育活動のすべてにおいて、あらゆる偏見や差別をなくし、個人を尊重する基

今年度は、平成7年から16年までの「人権教育のための国連10年」の8年目の年です。学校教育では、次の点に力を入れています。▽幼児期から、人権尊重の精神の芽生えをはぐくむこと▽各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間を通じて一人ひとりに人権尊重の意識を高める教育を行うこと など

14年3月の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、基本計画が策定されました。子どもたちの人権意識を、学校と地域社会ではぐくむことが一層求められています。

人権問題でお困りの方は
ご相談を.....
区内には、人権を尊重する考えを広め、人権を侵された人を救済する人権擁護委員会があります。人権擁護委員は、区長が議会の同意を得て推薦し、法務大臣から委嘱されます。人権を侵害されたり、差別を受けている人は、人権擁護委員会に「相談ください（表）」。また、次代を担う子どもの人権を積極的に擁護するため、人権擁護委員の中から「子ども人権専門委員」が指名されています。

表1 人権擁護委員名簿 11月1日現在

氏名	連絡先	電話
野中 廣司	〒121-0813 竹の塚2-32-17	3859-4050
丹野 達子	〒121-0012 青井6-16-6	3886-8564
海老原幹雄	〒123-0843 西新井栄町1-5-5	3886-7375
●荒井智恵子	〒123-0845 西新井本町2-21-3	3890-1857
伊集院 實	〒120-0044 千住緑町2-10-18	3881-3885
高橋 忠男	〒120-0044 千住緑町2-20-3	3870-1340
山野井朝子	〒123-0853 本木1-21-6	3886-0351
油井久仁子	〒121-0074 西加平1-1-10	3883-0558
大木 治子	〒120-0015 足立2-8-11	3889-5763
藤田 昭	〒123-0874 堀之内1-5-2	3899-3915
荒木 孝王	〒104-0061 芝公園2-4-4	3572-6891
江川 勝	〒123-0841 西新井5-33-1	3890-2068

●印は「子ども人権専門委員」です

人権週間の 強調テーマ

- 育てよう 一人一人の人権意識
- 身近なことから人権を考えてみませんか
- 男女共同参画社会の実現を図ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 同和問題を正しく理解し、偏見、差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人々に対する偏見、差別をなくそう
- エイズ、ハンセン病等に対する偏見、差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- 環境保護の理解を深めよう

小・中学生の
いじめ110番
気がついたとき、すぐ相談を
☎3880-5577
教育委員会教育指導室

